

第 82 回財務省 NGO 定期協議質問書

議題 1: 開発途上国の債務再編に関する G7/G20 財務大臣・中央銀行総裁会議、IMF・世界銀行の取り組みおよび日本政府の政策について(特に、「グローバル・ソブリン債務ラウンドテーブル」)

提案者: 一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワーク 開発ユニット

- ・特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター(JANIC) 堀内葵
- ・特定非営利活動法人 アフリカ日本協議会 稲場雅紀
- ・公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 堀江由美子
- ・特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン 柴田哲子

背景・質問:

1. 2023 年 5 月に新潟で開催された G7 財務大臣・中央銀行総裁会議の声明では、「我々は、IMF、世界銀行グループ及び(G20 議長国である)インドが主導するグローバルな国家債務再編ラウンドテーブルが、債務者と公的・民間債権者との建設的な対話を促進することを期待し、債務再編プロセスにおける予測可能性と効率性を支援するための更なる作業を望む」ことが示された(注 1)。

続いて、2023 年 7 月にインド・ガンディーナガルで開催された G20 財務大臣・中央銀行総裁会議では、効果的、包括的かつ体系的に低・中所得国の債務脆弱性に対処することの重要性を再確認しつつ、「効果的な債務措置の促進に向け、「共通枠組」の内外の主要なステークホルダー間の交流を強化し、共通の理解を促すための、公的債務にかかるグローバルラウンドテーブル(GSDR)参加者の取組を奨励する」と表明された(注 2)。

途上国の債務編成について、公的債権国だけでなく、民間債権者や債務国も参加する「グローバル・ソブリン債務ラウンドテーブル」が 2023 年より開催されており、IMF・世界銀行・G20 議長国などが共同議長を務めている。2023 年 4 月 12 日に開催された第 1 回ラウンドテーブルにおいて、効率的な債務再編の主要な阻害要因に対処する方法について、共通認識の達成状況を確認するとともに、今後の作業の優先分野について議論された。2024 年 4 月 17 日に開催された第 2 回ラウンドテーブルでは、債務再編のプロセスやスケジュールを改善し、債務の脆弱性に対処するための作業の進捗状況が確認された。

市民社会からは、開発途上国が気候変動対策や教育・保健などの公的基礎サービスを拡充するために、債務救済や帳消しなどの債務編成を行い、財政スペース(fiscal space)を増やす必要がある、と提言されている。例えば、G7 の公式エンゲージメントグループのひとつである Civil7(C7)が 2024 年 5 月 14 日に発表した「Civil7 政策提言書 2024(Civil7 Communiqué 2024)」において、「公正な経済への移行ワーキンググループ」は、「高コストの借り入れは、必要不可欠な公共サービスの資金調達を含め、財政スペースを縮小させる」との認識のもと、「厳しい財政スペースと望ましくない国際金融情勢に直面する中、中低所得国が譲許的資金へのアクセスを拡大することは、複合的な危機に対処するために不可欠である」として、新たな特別引出権の速やかな割り当てを支持すること、財政ギャップを埋めるためにガバナンスを含む MDB 改革が必要であること、0.7%の政府開発援助(ODA)目標を達成し、新たな追加資源と無条件の無償資金協力の形でその目標を達成し、上回るための明確なスケジュールに合意することなどを求めている。(注 3)。債務編成について、以下の項目を伺いたい。

質問 1: グローバル・ソブリン債務ラウンドテーブルにおける、日本政府として現在の債務編成についての主要な考えを伺いたい。

質問 2: 本年 5 月 23-25 日に開催される(た)G7 財務大臣会合の結果概要および、G20 財務大臣会合にて日本政府として債務編成に関してどのような主張をしていくのかを伺いたい。

2. 2024 年 4 月の IMF・世界銀行春季会合でアジェイ・バンガ世界銀行総裁は、IDA21 において約 1,000 億ドル(ドナー国からは 300 億ドル)の増資、さらに 2030 年までに 15 億人への質の高い保健医療サービスへのアクセスや、2 億 5,000 万人の人々の電気へのアクセスなどの野心的な目標を発表した(注 4)。また世銀・IMF 合同開発委員会の議長声明では、「野心的な成果をもたらす IDA 第 21 次増資の成功にコミットする。このためには、最も貧しく脆弱な人々のニーズに対処するための十分な支援を含め、開発効果を高め、IDA 国に対して強固な、正味ベースで正の資金フローを提供し続けるための、既存及び新規のドナー、支援対象国、並びに世銀による確固たる努力が必要である。」と高いコミットメントが示されている(注 5)。これらについて以下の項目を伺いたい。

質問 3: 世銀・IMF 合同開発委員会の日本国ステートメント(注 6)では、「IDA を通じて低所得国による地球規模課題への対応を支援する緊急の必要性」に触れ、「強固な IDA21 に向けて貢献していく」とある。IDA の第 2 位のドナーとして、日本政府に対する IDA21 に向けた期待は大きいと考えられるが、日本政府としての戦略、また日本政府が資金拠出を行っている世界銀行の多様な基金の中で、IDA はどのように位置付けられているのか教えて頂きたい。

質問 4: IDA の投資枠について。

・合同開発委員会の日本国ステートメントには、「民間セクター枠(PSW)を通じて、特に脆弱・紛争国における市場創出や民間投資増加に貢献することを期待する」とあるが、PSW については、プロジェクトとその結果に対する透明性の欠如や開発目標に対する有効性の改善の必要性が指摘されている。

・同ステートメントでは、日本政府のプライオリティとして、UHC、パンデミックへの備えなどと共に、「自然災害に対する強靱性強化を含む危機への備え」が挙げられているが、危機対応枠においては、トリガー・ポイントや適格基準の見直しを含むアクセシビリティ向上の必要性についても指摘されている。

・IDA に気候変動に関する別のファシリティを設けることに関し、議論が続けられていると認識しているが、これは多くの課題が開発と気候変動にまたがる中、援助の断片化や開発課題に対する資金の減少につながる可能性も指摘されている。

こうした議論に関する日本政府としての考えや、今後 IDA に期待する「進化」について教えて頂きたい。

(注 1) G7 財務大臣・中央銀行総裁声明(仮訳)(2023 年 5 月 13 日 於: 日本・新潟)

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/g7/g7_20230513_1.pdf

(注 2) G20 成果文書及び議長総括(仮訳)第 3 回 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議(2023 年 7 月 17-18 日)

於: インド・ガンディーナガル)

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/g20/g20_20230718.pdf

(注 3) Civil7 Communiqué 2024

https://civil7.org/wpC7/wp-content/uploads/2024/05/C7-Communique_2024.pdf

(注 4) World Bank Group Aims to Expand Health Services to 1.5 Billion People, APRIL 18, 2024

<https://www.worldbank.org/en/news/press-release/2024/04/18/expanding-health-services-to-1-5-billion-people>

(注 5) Chair's Statement: 109th Meeting of the Development Committee, APRIL 19, 2024

<https://www.worldbank.org/en/news/statement/2024/04/19/chair-s-statement-109th-meeting-of-the-development-committee>

(注 6) 第 109 回世銀・IMF 合同委員会における日本国ステートメント(2024 年 4 月 19 日 於ワシントン D.C.)

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/imf/dc/20240419_2.html

議題 2: 日本が世界保健機関(WHO)および世界銀行と連携して設立する「UHC ナレッジハブ」に関する財務省および世界銀行の関与について

提案者:

グローバルヘルス市民社会ネットワーク(GH ネット: 旧 GII/IDI 懇談会 NGO 連絡会)

特定非営利活動法人 アフリカ日本協議会 稲場 雅紀

背景

全ての人が高額な医療費に悩まされることなく、必要とする質の高い保健医療サービスを受けることができる状態を示す「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)」の実現は、SDGs ゴール3のターゲット(3.8)の一つとして位置づけられ、日本も「人間の安全保障」の文脈を含め、その世界レベルでの実現に努力してきた。実際、日本はUHC推進のための多国間の調整機関である「UHC2030」の主要援助国の一つとなっている。これに関して、さる4月18日、世銀IMF春季総会に併せて開かれた世界銀行主催のUHCイベントにおいて、鈴木俊一財務大臣が、日本政府が世銀・WHOと連携して「UHC ナレッジハブ」を日本に設立することを表明した。

質問

(1) 4月19日に武見敬三厚生労働大臣も記者会見を行い、UHC ナレッジハブに関して、厚生労働省が財務省、WHO、世界銀行と連携して準備を進めると表明している。これらの記者会見の内容に鑑みると、UHC ナレッジハブについて、日本政府において主管官庁となるのは、財務省および厚生労働省と考えてよいのか。両省はそれぞれ、どのような役割を果たすのか。一方、外務省や JICA はどのような位置づけとなるのか。また、世界銀行グループおよび WHO はそれぞれどのような役割を果たすことが期待されているのか。

(2) 鈴木大臣は記者会見において、このUHC ナレッジハブの役割として、以下の2点を挙げている。

- ・ UHC にかかる知見の共有
- ・ 財務・保健当局の人材育成の支援

また、武見大臣は上記2点について、UHC ナレッジハブが「世界的な拠点」になると表明している。これについて、以下質問する。

- a) UHC に関する「知見の共有」といった場合、その「知見」とは具体的にどのような内容を指すのか。UHC の定義から言えば、質の高い医療を、必要な人すべてに供給できるような、能力の高い保健システムの構築と運営、および、これらについて、高額な医療費負担が生じないようにするための公的な資金プール(例: 公的保険医療保険や税ベースの国民健康サービス(NHS)、医療の無償提供等を含む社会的保護制度等)の設置と持続可能で効率的な運営を指すと考えられるが、これらについて、特にどのような知見を重視するかについての考えはあるか。
- b) その収集や分析・共有化はどのように行われるのか。参考にすべきモデル等として考えられている機関などはあるか。
- c) 知見の共有の裨益者として優先的に想定されているのはどのような人々か。(例: 国レベルの政策決定者、保健医療従事者、市民社会関係者、国際機関関係者、患者等保健問題の当事者等)
- d) 一方、UHC を真の意味で普遍的に実現するには、特に公的もしくは民間のサービスによるアプローチが困難な、社会的に周縁化されたり、極度の貧困にあったり、もしくは島嶼や中山間地域等、医療機関の分布の少ない遠隔地に在住する人々やそのコミュニティについて、そのコミュニティ自身のエンパワーメントや、これとあわせての NGO 等市民社会によるプライマリー・ヘルスケアの実施、保健サービスへのアクセスも重要である。また、国民国家による保護の対象として位置づけられないことが多い移民や難民についても、本来、UHC の対象として位置づけられるべきであり、そのための制度構築も必要である。国によっては、そのような制度を実施している場合もある。こうしたことについても、「UHC ナレッジハブ」における知見の共有の対象となるのか。また、こうした UHC の補完的課題は、「UHC ナレッジハブ」においてどこまで優先化されるのか。

(3) 日本は UHC について、多国間・二国間援助双方でその実現に尽力してきた。日本が今後拠出する「UHC ナレッジハブ」の運営資金は、これらの援助に追加的に拠出されるのか。それとも、これらの援助のうち一部分を「UHC ナレッジハブ」に振り替えることにより拠出されるのか。また、前述の「UHC2030」は日本が主要な拠出国となってきたが、「UHC ナレッジハブ」の設置により、同機関への拠出は何らかの影響を受けるのか。「UHC ナレッジハブ」と「UHC2030」の連携・協力について、日本政府と世銀、WHO は何らかの検討を行っているか。

議題 3:「BEPS 包摂的枠組み」の第 3 の柱としての国際課税への対応及びアジア共通金融取引税(為替取引税)の可能性について

提案者: グローバル連帯税フォーラム 田中徹二

1)「BEPS 包摂的枠組み」の第 3 の柱としての国際課税への対応:

今年の G20 サミット議長国であるブラジルが、財務相・中央銀行総裁会合で、「グローバル・ミニマム富裕税」を議題に挙げ、サミット本番に提案するとしています。また、フランス・ケニア・バルバドスを議長国とする「開発・気候・自然のための国際課税に関するタスクフォース(以下、TF と略)」が国際課税オプションを検討することになっています。その背景には、途上国での SDGs 達成に向けた資金ギャップは4兆ドルと圧倒的に不足している現

実があるからです。①日本政府・財務省は上記ブラジル提案に関しての見解をお聞きしたいこと、②TF 議論につき、我が国では国際連帯税議論の経緯もあるのでこれに参加する予定はないでしょうか？

2) アジア共通金融取引税(為替取引税)の可能性:

今日のドル高により日本円ははじめアジア通貨安が一段と進んでいます。このため国内ではインフレ・物価値上げが進行しており、低所得国では対外債務返済額が増大し、債務リスクが進行しています。短期的に為替相場を守るには、為替介入か金利を上昇させるしかありませんが、対外債務を抱える低所得国では為替介入を行う財政的余裕はなく、また金利の上昇も困難です。日本政府・財務省はかかる通貨安に苦しむアジア各国を糾合し、まずは投機筋の仕掛けに対抗するために協調介入を行う用意はないでしょうか？ また、一時を凌ぐ協調介入だけでなく、絶え間ない投機筋の圧力からアジア各国及び日本を守るために、アジア共通金融取引税(為替取引税)を実施する用意はないでしょうか？

議題 4: アジアの公正なエネルギー移行パートナーシップ(JETP)及びエネルギー移行メカニズム(ETM)におけるバイオマス関連事業の森林に及ぼす影響および GHG 排出評価について

提案者: 国際環境 NGO FoE Japan 満田夏花

背景:

「脱炭素」としてバイオマス発電が促進される中、世界各地で、森林由来のバイオマス燃料(木質ペレット等)生産のため、天然林の伐採、天然林から人工林等単一栽培への土地利用転換、生態系の破壊、先住民族の土地収奪などが報告されている。

木材を燃焼した場合の単位当たりの炭素排出量は、石炭のそれよりも多い¹。森林が再成長することを理由に、バイオマスエネルギーを「カーボンニュートラル」として扱うことが多いが、実際には、森林が伐採された場合、元の森林が回復する(すなわち大気からの炭素の除去が行われる)保証はなく、実際に回復したとしても、何十年、あるいは何百年もかかる。一方で、バイオマスのための継続的な伐採は、森林劣化と森林減少をもたらし、貴重な炭素貯留・回収の機能を破壊することになる。

バイオマス燃料の需要拡大が森林に及ぼす影響に関して国際的な懸念が高まる中、EU は、改定再生可能エネルギー指令(EU-REDIII)において、①発電のみのバイオマス燃焼施設に財政支援を行わない、②カスケード利用の原則、③産業用丸太・製材・株・根などの特定の原料で生産されたエネルギーに対する直接的な財政支援の禁止、④生物多様性の高い土地(原生林や老齢林)をバイオマス燃料の伐採から除外すること——などを導入した。

質問:

1. JETP および ETM におけるバイオマス発電所の炭素排出評価について

前回の定期協議会の場合において、JICA、JBIC の資金が JETP 下で使われる場合には、JICA、JBIC の環境ガイドラインは適用されるという回答があった²。ADB の ETM が活用される事業は、ADB のセーフガードポリシー

¹ IPCC によれば、木材の排出原単位は 95,000-132,000kgCO₂/TJ であり、瀝青炭の 94,600kgCO₂/TJ を上回る。(IPCC 2006 ガイドライン Volume 2 (Energy))

² 第 81 回財務省 NGO 定期協議議事録(p.12)

が適用されると理解している。

- 1-1) 個別の案件において、GHG 排出評価は行われるか。
- 1-2) 個別案件で GHG 評価が行われる場合、バイオマス燃料の燃焼時の炭素排出は評価するか。
- 1-3) 個別案件で GHG 評価が行われる場合、森林由来のバイオマス燃料を使用する場合、森林の炭素貯留の減少は評価するか。
- 1-4) 個別案件で GHG 排出評価が行われない場合、JETP および ETM 全体としての GHG 排出評価はどのように行うのか。

2. バイオマスエネルギーによる森林減少・劣化について

Trend Asia の報告書「The Looming Deforestation Threat from Energy Wood Plantation³」によれば、インドネシア国有電力会社(PLN)の戦略に沿って、107 基の石炭火力発電所で木質ペレットを 10%混焼すると仮定すると、合計で年間 1,023 万トンのバイオマス燃料が必要となる。Trend Asia は、必要なエネルギー用の植林の総面積は少なくとも 233 万ヘクタールであり、これはジャカルタ首都特別州の面積の 35 倍であるとしている。このような広大なプランテーション開発は、天然林の破壊を加速させる危険性がある。Trend Asia は 107 の発電所でバイオマスとの混焼を実施するためのインドネシアでの森林減少を、年間 210 万ヘクタールと予測している。

インドネシア JETP に係る包括的投資政策計画(CIPP)においても、バイオマス燃料へのニーズの高まりは、インドネシアの土地利用と森林伐採の問題と関連していること、天然林をエネルギー目的のための人工林に転換すれば純排出量が増えることなどを指摘している(p.95)。一方で、CIPP では、バイオマス燃料の需要拡大が、森林生態系に及ぼす悪影響を回避する手段は検討されていない。

質問 3: JETP、ETM において、バイオマス燃料の需要拡大はどのように評価されているのか。森林・土地利用に与える影響については検討されているのか。

質問 4: 気候変動対策にならず、森林伐採リスクを高めるバイオマス発電は、混焼、専焼にかかわらず JETP、ETM の支援対象にすべきではないのではないか。

議題 5: インドネシア及びフィリピンの石炭火力発電所早期廃止に向けたエネルギー移行メカニズム(ETM)活用における問題点について

提案者: 国際環境 NGO FoE Japan 波多江秀枝

背景:

アジア開発銀行(ADB)の主導する ETM に係る支援スキームの決定・実施・モニタリング過程における市民参加、また ETM の支援対象範囲については、これまで複数回にわたり同財務省・NGO 定期協議会で議論を行ってきた。しかしながら以下で詳述するとおり、前者に関しては依然として十分な改善が見られず、後者についても結論が判然としない状況が続いている。

まずアジアにおける石炭火力発電所の早期廃止に向け、ETM を活用する第一号案件とされているインドネシアのチレボン石炭火力発電所 1 号機(チレボン 1 号機)については、2022 年 11 月に ADB、インドネシア投資

https://jaces.org/wp_jp/wp-content/uploads/2024/01/mof81.pdf

³ <https://trendasia.org/en/the-looming-deforestation-threat-from-energy-wood-plantation/>

公社(INA)、インドネシア国有電力会社(PLN)、及びチレボン・エレクトリック・パワー社(CEP)が覚書を締結したが、その後、詳細な情報が市民社会に一切公開されないまま、交渉が進められてきた。ようやく2024年2月23日にADBのウェブサイトで英語の関連文書(Cirebon Energy Transition Mechanism Pilot Project: Environmental and Social Compliance Audit Report、Preliminary Just Transition Assessment、及びPreliminary Poverty and Social Analysisの3文書)⁴が公開されたものの、インドネシア語での公開はなされておらず、同事業の問題に関心を有してきた住民を含む、インドネシア市民社会の知る権利、ひいては、意思決定過程に有意義に参加する権利は著しく阻害されたままである。

また上記関連文書(Preliminary Just Transition Assessment)では、チレボン1号機を2035年12月(2042年8月から6.7年短縮)に廃止(decommissioning)及び／あるいは再利用(repurposing)する方向でプロセスを進めること、また再利用の実現可能なオプションに関する分析をインドネシア政府が2029～2031年にかけて行うこと等、ETMの活用に係る基本的な今後のタイムラインがすでに提示された形となっていた。

こうした状況を受け、インドネシア環境フォーラム(WALHI)西ジャワ、WALHI、ラペル(Rapel:環境保護民衆／チレボン現地住民グループ)、KARBON(チレボンの学生グループ)の4団体は2024年2月28日、チレボン1号機へのETMの活用に関して、市民社会による意思決定過程への有意義な参加機会が一切ないまま、どのようなプロセスでチレボン1号機においてETMを活用するかといった基本的な枠組みがすでに設定されてしまっている事実を強く非難するポジションペーパーを発売した。⁵同ペーパーの中で4団体は、現在、チレボン1号機で進められているETMが、気候危機の真の解決につながらないにもかかわらず、ADBを始めとする官民の資金提供者がエネルギー移行の名の下に大企業への支援を行うメカニズムとなっており、グリーンウォッシュ以外の何物でもない指摘している。また、以下の点から、現在のETMのプロセスに参加することはできないとの立場を明確に示した。

1. 2035年に廃止あるいは再利用するという前提で議論が進められてしまっていることは受け入れられない。喫緊の気候危機への対処の必要性、チレボン1号機の建設・稼働に伴う塩田や漁場などの生計手段や健康面での地域住民への甚大な影響への対処の必要性(原状回復を含めた環境社会に係る救済措置も含む)、またジャワ・バリ電力系統における慢性的な電力供給過剰状態を考慮すれば、可能な限り早期の廃止が必要である。
2. 再利用の選択肢(アンモニア・水素の専焼もしくは混焼の可能性)が残されている。
3. 1号機(66万kW)を早期廃止する議論が進められている中、2023年に2号機(100万kW)を稼働させ始めたことは矛盾している。
4. 大企業が負うべき座礁資産の責任を免除する形となっている。

上述のようなインドネシア市民社会と同様の懸念や指摘は、フィリピン市民社会からフィリピン・エネルギー省及びADB ETMチームに対して提出された「フィリピン CIF ACT(気候投資基金石炭からの移行加速)投資計画の改訂」に係る書簡(2024年3月22日付。添付資料を参照)の中でも示されている。同書簡では特に、早期の段階からの地域コミュニティの有意義な参加の必要性、非再生可能エネルギー源に依存した石炭火力発電所の延命／再利用の可能性への懸念、既設の石炭火力発電施設の建設・稼働によって健康面や生計手段に被害を受けてきたコミュニティに対する救済の必要性が強調されている。また汚染者負担原則をエネルギー移行の中心に据え、現地コミュニティや環境・生態系に被害を及ぼしてきた企業及び金融機関が責任を持って救済と再発防止に努めるべきと主張している。

⁴ <https://www.adb.org/projects/documents/ino-56294-001-escar>

⁵ <https://foejapan.org/issue/20240228/16353/>

なお、フィリピンで ETM のパイロット事業とされているミンダナオ石炭火力発電所(ミンダナオ石炭火力)は、国際協力銀行(JBIC)が 2003 年 12 月に輸出金融での融資契約を締結した案件であるが、健康被害や環境汚染、農民・漁民の生計手段への影響、そして温室効果ガスの大量排出等に係る懸念の声 JBIC の融資決定前から国内外であげられていた。⁶⁷⁸

ミンダナオ石炭火力の事業者である STEAG には現在、フィリピン大手電力会社 Aboitiz Power Corporation (JERA が約 27%出資。2021 年時の株式取得資金は JBIC が融資⁹)が 85 %出資¹⁰しているが、Aboitiz はフィリピン国内で依然として新規の石炭火力(セブ州トレド市)¹¹及びガス火力(バタンガス市¹²及びケソン州パグビラオ町¹³)発電事業を計画するなど、化石燃料関連事業を積極的に推進している大企業の一つである。

質問:

1. チレボン 1 号機への ETM 活用については、これまでも、市民社会への情報公開がないまま/市民社会の参加機会が確保されないまま新たな覚書や合意等が形成されることのないよう警鐘を鳴らしてきた。しかし現状、地域コミュニティや市民社会による有意義な参加機会のないまま、2035 年という年限や再利用の検討がすでに既成事実化されてしまっている状況となっている。フィリピン市民社会からも早期段階における地域コミュニティの有意義な参加の必要性が提唱されているが、ETM 活用の第一号案件であるチレボン 1 号機が今後のモデルケースになることも鑑み、まずは 2035 年という年限や再利用の検討という前提を白紙に戻した上で、地域コミュニティや市民社会による有意義な参加機会を確保した協議プロセスの再構築が必要であると考えているが、財務省の見解を伺いたい。

2. ETM 活用にあたっては、インドネシア及びフィリピンの市民社会からも繰り返し指摘されているとおり、既設の石炭火力発電所による過去及び現行の環境社会影響への救済措置が事業者らによって十分かつ適切に取られることが必要不可欠であると考えている。財務省の見解を伺いたい。なお、チレボン 1 号機については、ADB セーフガード政策(2009 年)に基づく環境監査が実施され、その結果に基づく是正措置の策定・実施等が行われるという理解であるが、上記関連文書(Environmental and Social Compliance Audit Report)を見る限り、ステークホルダーへの聞き取り・協議も限定的なものにとどまっており、生計手段への既存の影響に係る情報・データ収集が十分かつ適切に行われているとは言い難い状況である。

3. ETM の支援対象範囲については、インドネシア及びフィリピンの市民社会から混焼等の「誤った対策」による石炭火力の延命の可能性に対して引き続き懸念の声があげられている。前回の財務省・NGO 定期協議会では、「完全な結論は出ていないが、基本的に、現在事務局から出ている構想では、アンモニアや水素の混焼は、理論的には対象外になる。」との回答があった。その後、アンモニア・水素の混焼は ETM の支援対象外になるとい

⁶ <https://www.foejapan.org/aid/jbic02/minda/index.html>

⁷ <https://www.foejapan.org/aid/jbic02/minda/letter/20030724.html>

⁸ <https://www.foejapan.org/aid/jbic02/minda/letter/20031014.html>

⁹ <https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2021/1227-015711.html>

¹⁰ <https://business.inquirer.net/446840/aboitizpower-hikes-stake-in-coal-fired-plant>

¹¹ <https://powerphilippines.com/doe-therma-visayas-coal-expansion-spared-from-coal-moratorium/>

¹² <https://aboitizpower.com/news/power-generation/mgen-ap-and-smgp-launch-the-philippines-first-integrated-lng-facility>

¹³ <https://www.bworldonline.com/corporate/2023/05/04/520815/aboitizpower-studies-lng-project/>

う明確な決定がなされたか、ご教示いただきたい。

4. ETM の支援対象範囲について、再利用の開始時点での「低炭素」化が支援供与を正当化することはあつてはならないと考える。例えば、チレボン 1 号機では現状、2035 年 12 月に廃止及び／あるいは再利用する方向が示されているが、2035 年の再利用の開始時に混焼で低炭素化を図り、その後徐々に混焼率を高め、最終的には専焼を実現するというシナリオが ETM で支援対象として検討されているか／検討される可能性はあるか、ご教示いただきたい。

議題 6: 原子力事業に対する MDBs(世界銀行・ADB)の支援方針と JBIC による NuScale への支援について
提案者: FoE Japan 深草亜悠美・満田夏花

背景:

・原子力発電は、運転時の温室効果ガス排出量が少ないため、産業界や一部の国は低炭素電源と位置付け推進している。一方、事故やトラブルのリスク、放射性廃棄物の処分、核セキュリティ、放射能汚染等の問題が大きく、また建設・安全対策、維持にかかるコストが膨大であるため、原子力発電を利用していない国も多い(2024 年現在、原発力発電を利用しているのは 32 カ国、注 1)。

・一方、昨年(2023 年)の第 28 回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP28)で、「2050 年までに世界の原発の発電容量を 3 倍にする」という趣旨の宣言に日本を含む 23 か国が賛同した(注 2)。この宣言は、原子力への投資を促し、世界銀行、国際金融機関、地域開発銀行の融資方針に原発を含めるよう、それぞれの出資者に対し呼びかけている。また、小型原子炉(SMRs)の開発支援にもコミットするとしている。

・Lazard の調査によると、電源別発電コストは原発が最も高い。2023 年の太陽光のコストは 2009 年に比して 83%減少、陸上風力は同 63%減少であったが、原発のコストは 47%増加している(注 3)。

・原発の建設期間も大幅に長期化傾向にある。オルキルト原発 3 号機(フィンランド)は、建設に 16 年以上を要した。2020 年から 2022 年の 3 年間で稼働した 7 カ国 18 基の原発のうち、当初の予定通りの建設期間だったのはわずか 2 基であった。2022 年に運転を開始した 7 基の原子炉の建設開始から系統接続までの平均期間は 9 年で、2023 年上半期にベラルーシ、中国、スロバキア、米国の電力網に接続された 4 基の場合、平均の建設期間は 16 年であった(注 4)。

質問

1) 日本政府が出資する MDBs(世界銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、EBRD、IADB)の原発に関する現在の融資方針についてご教示いただきたい。

2) 上記の宣言では、世界銀行等のシェアホルダーに対し、原発セクターに関する融資方針の設定を呼びかけている。日本政府は複数の MDBs の大口出資国として、この呼びかけに対しどのような対応を行う予定か。

3) 2022 年 4 月 5 日、国際協力銀行(以下、JBIC)がアメリカ合衆国法人 NuScale Power(以下、ニュースケール社)への出資を発表した。翌年、国際協力銀行(JBIC)が出資するニュースケール社が、米西部アイダホ州での小型原発(SMR)の建設計画を中止することを明らかにした。ニュースケール社は 2023 年 1 月には、今回中止となった小型原発建設計画の目標単価を 2021 年に発表した 58 ドル/MWh から 89 ドル

/MWhへと引き上げた。これは単価にしておよそ30ドル/MWhの政府補助金を差し引いた額のため、実質単価は119ドル/MWhになる(注5)。小型原子炉事業は、環境社会的なリスクのみならず、経済合理性にも疑義がある投機性の高い事業といえる。こういった事業に公的資金をつぎ込むことの責任について、財務省はどうお考えか。ご教示いただきたい。

4)2022年、日本政府は米国と共同でガーナにおける実施可能性調査を含めたSMR導入に協力を表明。2023年に「質の高いエネルギーインフラの海外展開に向けた事業実施可能性調査事業」の採択事業の一つとして、IHIと日揮がガーナにおけるSMR導入の実施可能性調査を行い、NuScale社VOYGRMの導入がガーナ経済に貢献すると結論付けている。ガーナは2022年に債務不履行に陥っている。

4-1) ガーナにおけるSMR事業に対する融資申請がJBICにきているか。

4-2) コストが高いSMRをガーナに導入させることは、ガーナの財政状況を悪化させる懸念があるが、相手国の財政状況はどのように審査されるのか。

4-3) どこの国においても実績のないSMR事業への支援を検討する際、公的金融機関等が事業の安全面を含む審査能力を有するのか疑問である。その点は財務省としてはどのように考えているのか。

4-4) 自国においても実績がなく、技術的に確立されているわけではないSMRを、ガーナに導入することは、ガーナに技術的、環境社会的なリスクを負わせることになるのではないか。融資検討においては、ガーナの政府当局が、原子力事業に関して適切な安全規制を行う経験や能力、法制度を有しているかが一つのポイントとなると考えられる。相手国にそのような経験・能力・制度がない場合は、一般的には、技術支援で補うという手法もあるが、今回のケースでは、支援する側も、自ら経験と実績がない分野であり、支援が困難である。その点はどうか。

注1:IAEA PRIS、2024年5月閲覧

注2:Department of Energy, "At COP28, Countries Launch Declaration to Triple Nuclear Energy Capacity by 2050, Recognizing the Key Role of Nuclear Energy in Reaching Net Zero", Dec 1, 2023

注3:Lazard's Levelized Cost of Energy Analysis—Version 16.0, April 2023

注4:A Mycle Schneider Consulting Project, "The World Nuclear Industry Status Report 2023"

注5:IEEFA, "Eye-popping new cost estimates released for NuScale small modular reactor", Nov 2023

議題7:国際協力銀行(JBIC)のポートフォリオGHG排出量測定・2030年目標設定と豪スカボロガス田開発事業及びメキシコ・ガス火力発電2事業への支援決定について

提案者:「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 田辺有輝

背景:

2023年11月~12月のCOP28にて、ポートフォリオ排出量の2030年目標等策定をコミットする国際イニシアティブであるNet-Zero Export Credit Agencies Alliance(NZECA)が設立され、5つの輸出信用機関が参加¹⁴した。国際協力銀行(JBIC)はNZECAに参加していないものの、林総裁の記者会見¹⁵では、ポートフォリオのGHG排出量に言及している。

¹⁴ <https://www.unepfi.org/climate-change/net-zero-export-credit-agencies/>

¹⁵ <https://www.jbic.go.jp/ja/about/pr-conf/pr-20230713.html>

他方、JBIC は 3 月 26 日にオーストラリアのスカボロガス田開発事業への支援、3 月 28 日にメキシコのサン・ルイス・ポトシ及びサラマンカでのガス焚複合火力発電事業 2 案件への支援を発表した。2022 年 6 月開催の G7 エルマウ・サミットにおいて、日本政府は「1.5 度目標及びパリ協定の目標に整合的である限られた状況以外において、排出削減対策が講じられていない国際的な化石燃料エネルギー部門への新規の公的直接支援の 2022 年末までの終了」にコミットしており、これら 3 案件への支援は、この G7 宣言と整合しているかどうか明確ではない。

スカボロガス田開発事業については、現地で先住民族から訴訟が起こされていることや、先住民族団体からの意見表明を禁止する協定が存在することから¹⁶、『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン』で要件とされている「十分な情報が提供された上での自由な事前の合意 (FPIC)」が確保されていない。

そこで、以下の点について、議論させて頂きたい。

質問：

1. JBIC が NZECA に参加しなかった理由は何か。
2. 2023 年 7 月 13 日の JBIC 総裁記者会見では、林総裁より「これらの GHG 排出量の多い事業に融資すると、JBIC のバランスシート上の GHG 排出量が一時的に膨らみ、2050 年にバランスシートの GHG 排出量をネットゼロにするという我々自身の目標からは短期的には離れることとなります」との発言が行われた。JBIC は現在、バランスシート上の GHG 排出量を計測しているか。計測しているのであれば、公開して頂くことは可能か。
3. 日本の主要な民間銀行は Net-Zero Banking Alliance (NZBA) に参加しており、ポートフォリオの GHG 排出量の公開や 2030 年中期目標設定を行っている。国際債券市場で資金調達を行っている JBIC が、この分野で大きく後れを取るのには、資金調達上のリスクになり得ることから、民間銀行と歩調を揃えるべきではないか。財務省の見解を伺いたい。
4. 気候変動シンクタンクの Climate Action Tracker は、オーストラリア¹⁷及びメキシコ¹⁸の気候目標や政策は、いずれも 1.5 度目標に整合的ではないと評価している。JBIC に上記 3 案件がそれぞれ G7 合意に整合的だと判断した根拠を聞いたところ、明確な根拠を伴った回答は得られなかった。財務省は、この点についてどのように認識しているか。
5. スカボロガス田開発事業については、JBIC の支援決定前より、『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン』で要件とされている「十分な情報が提供された上での自由な事前の合意 (FPIC)」が確保されていない点を指摘してきた。JBIC はこの点について、ガイドライン遵守をどのように確認したか。また、財務省としてどのように認識しているか。

¹⁶ <https://jacses.org/2377/>

¹⁷ <https://climateactiontracker.org/countries/australia/>

¹⁸ <https://climateactiontracker.org/countries/mexico/>